

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課パブリックコメント担当宛

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会
工場等判断基準小委員会取りまとめ(案)に対する意見(案)

1. 意見提出者

[団体名] 特定非営利活動法人気候ネットワーク(本件は団体としての意見です)

[部署名及び担当者名] 代表者・浅岡美恵、担当者・浅岡美恵・畑直之

[住所] 〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305号

[電話番号] 075-254-1011

[FAX番号] 075-254-1012

[電子メールアドレス] tokyo@kiconet.org

2. 提出意見

<意見1>

- ・該当箇所：全体、特に「2.4 事業者の判断の基準について」、「3.セクター別ベンチマークについて」
- ・意見内容：

平成20年度省エネ法改正は、「京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められている」状況を踏まえたものとのことである(経済産業省資源エネルギー庁、平成20年8月1日)が、省エネ法は、燃料転換などを含まないなど、温室効果ガスの排出削減を担保する法律ではなく、他の排出削減政策の策定、実施を排除するものではないことを確認すべきである。

・理由：

省エネ法は、エネルギー効率の向上のみを対象とする法律であり、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を対象としていないだけでなく、エネルギー起源二酸化炭素についても、石炭から天然ガスへの燃料転換、再生可能エネルギー普及などは対象外であり、また、二酸化炭素の排出量を制限するものではない。21ページからのベンチマークの考慮でも、28ページのクレジット利用でも、その方針があらためて示されている。

従って、省エネ法の改正による措置は、他の直接又は間接に二酸化炭素の排出削減を担保する政策措置の導入、実施を排除するものではなく、また、すべきでない。

<意見2>

- ・該当箇所：「2.5 事業者単位及びフランチャイズチェーン単位の定期報告の内容について」(p13-15)。
- ・意見内容：

これまでの省エネ法による事業所単位の定期報告を堅持することはもとより、さらに、事業所内の設備について、同種設備ごとの報告を求め、そのデータを公表して第三者検証の可能性を担保すべき。

また、努力目標である「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させること」については、改正案項目61(p77)にある「事業者が設置している工場等全体として又は工場等毎に」でなく「事業者が設置している工場等全体として及びエネルギー管理指定工場等毎に」とすべきである。

中長期計画書についても、第一種エネルギー管理指定工場ごとに明記される仕組みとすべきである。

・理由

基本的考え方では、「改正省エネ法に基づき、事業者が設置しているすべての工場等全体の情報について報告することとする。なお、現場のエネルギー管理指定工場等の情報については、現場のエネルギー管理が引き続き重要であることから、事業者の定期報告の内訳としてこれまでと同様の詳細な報告を行うこととする。」としているが、この表現は不適切である。

平成20年省エネ法改正で、第15条による定期報告について、特定事業者に、「その設置している工場等における」、経済産業省令で定める事項についての報告義務を課すとの書きぶりになっている。しかしながら、改正前の省エネ法においては、「第一種エネルギー指定管理工場」についての報告義務が明記されており、これを解除するとの提案も決定もされておらず、審議会でも変更はないことを確認してきた。省令で報告事項を指定するについて、第一種管理指定工場(第二種管理指定工場についても第18条で準用)の定期報告を排除することは法令違背というべきである。よって、各管理指定工場ごとの報告を継続すべきは当然であり、今後においても解除してはならない。

原単位の報告についても、基本的考え方では事業者全体の原単位を報告することとしているが(改正案 p77 項目 61)、上記と同様に、これまでの省エネ法による各エネルギー管理指定工場毎の報告義務が継承されるべきである。少なくとも、現場のエネルギー管理という観点から、各エネルギー指定管理工場ごとに報告することとすべきである。

加えて、省エネルギーを徹底し、比較可能性を高めて、利用可能な最良の技術を導入しまたその導入を確認して、削減効果や排出削減余地を公に点検していくためには、多種多様な設備を集めた工場単位ではなく、工場内の設備を分けて、同種設備ごと(たとえば高炉と鋼板処理設備の分離など)に分離した報告を求めることが必要である。また、相互比較を、第三者による幅広い検証によって行えるよう、公開すべきである。

さらに、案には「これまで第一種エネルギー管理指定工場ごとに提出を行っていた計画内容については、引き続き最新の状況を記載することが必要と考えられる」と記されているが、案の「中長期計画書の様式」を見る限り、事業者が各工場について選択して記述する様式となっており、現在提出されている第一種エネルギー管理指定工場ごとの中長期計画の様式は残らない形となっている。現行の第一種エネルギー管理指定工場の中長期計画を後退させないために、現在各第一種エネルギー管理指定工場が提出している中長期計画と同等の内容が、事業者として出す中長期計画書の中に第一種エネルギー管理指定工場ごとに明記される仕組みとすべきである。

<意見3>

・該当箇所：セクター別ベンチマークについて(p21-22,p77)

・意見内容：「ベンチマーク指標」「目指すべき高い水準」は、現状の分布、「目指すべき高い水準」が現状で上位1・2割が満たすのみとする具体的数値及びその根拠となる情報を開示し、提案しなおして意

見を求めるべきである。

また、取りまとめ案にある判断基準改正案について（77 ページ 62 番）、「また、別表第 6 に掲げる事業を行う者は、同表に掲げる指標を向上させる（もしくは低減させる）よう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。」という曖昧な書き方ではなく、「また、別表第 6 に掲げる事業を行う者は、同表に掲げる指標を向上させ（もしくは低減させる）新設・大規模改修された工場は必ず、そうでない工場も中期的に当該指標が同表に掲げる水準となることとする。」などと改正すべきである。

・理由

「ベンチマーク指標」「目指すべき高い水準」に限らず、工場等のエネルギー効率等の判断基準を定めるにおいては、基準値の具体的な数値及びその根拠を示すことは不可欠である。また、指標について代替案を提示し、その特徴を、具体的な数値をもとに相互比較することが望まれる。

今回の提案であれば発電所・工場ごとのエネルギー効率分布やその根拠となる生産量（発電量）、エネルギー消費量など、具体的な数値を示し、開示した分布の上で「目指すべき高い水準」が現状で上位 1～2 割が満たすのみであることを、具体的に数値情報とともに示すべきである。今回は業界自主申告指標、自主申告値を、第三者が何ら検証できないまま認めようとするものであって、論外である。

以下に、その問題点を具体的に示す。

今回の取りまとめ案では、鉄鋼高炉、鉄鋼電炉（普通鋼）、鉄鋼電炉（特殊鋼）、電力（指標 2 種類）、セメント製造、の 5 種類の「ベンチマーク指標」「目指すべき高い水準」が提案されているが、「ベンチマーク指標」の式と、「目指すべき高い水準」の数値があるだけで根拠が何もなく、判断のしようがない。情報開示が不可欠である。

(1) 鉄鋼のエネルギー原単位については、鉄鉱石を置いて鉄を製造する鉄鋼高炉は、リサイクル鉄の鉄鋼電炉より 3・4 倍大きい。今回の取りまとめ案の鉄鋼高炉の「目指すべき高い水準」0.531kl/t(20,300MJ/t)は、鉄鋼連盟が産構審・中環審に報告している業界平均エネルギー原単位 20,200MJ/t（高炉も電炉も含む）とあまり違いがない。この理由は根拠が示されないので不明である。

(2) セメント協会の業界平均エネルギー原単位 3,458MJ/t（セメント生産量あたりエネルギー消費量で排熱利用なども含む）よりも、業界提案のベンチマーク指標 3,868MJ/t（細かく区分）での「目指すべき高い水準」が大きい（同じ指標なら効率が悪いことになる）ことの具体的説明もない。指標が違うから、では説明にならない。

(3) 電力については 2 つ示されている指標のうち最初の指標（「定格出力の性能試験における発電端熱効率」を「設計効率」で割ったもの）の意味自体が不明であり、この指標が中期的に発電所の省エネに役に立つのか自体を調べるため、各発電所がどういう分布になるかを示すことが不可欠である。とりわけ、火力発電熱効率が 53%（高位発熱量）と最高になる東京電力川崎火力発電所と、火力発電熱効率が 35%と最低（設備利用率が極端に低いものを除いた中で）である住友共同火力新居浜西発電所がどういう位置になるのかを示すべきである。発電効率で 1.5 倍も開きがある両発電所がベンチマーク指標で同じレベルに来たり、あるいは逆転するようでは、当該指標はそもそもベンチマーク指標の意味をなさず、それを認めるような制度なら、省エネに役立たない、工場ごとのエネルギー効率の可視化（「見える化」）

を妨げてしまう制度と見えるのではないか。

(4) 今回提案以外の化学工業、石油精製、製紙（紙パルプ）等の業種のベンチマークも、この原則をふまえたものにすることが必要である。

・根拠となる出典等

産構審・中環審への自主行動計画フォローアップに関する電気事業連合会、日本鉄鋼連盟、セメント協会報告資料

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会第3回工場等判断基準小委員会(2008年9月25日) 議事要旨及び電気事業連合会提出資料「電力業界におけるセクター別ベンチマークの方向性について」
2003年度の火力発電所ごとの火力発電熱効率については資源エネルギー庁編「電力需給の概要2004」
最新の高効率発電所については東京電力報道発表資料

<意見4>

・該当箇所：セクター別ベンチマークについて

・意見内容：「目指すべき高い水準」については事業者ごと分布ではなく、事業所ごとの分布で決定すべきである。

また、取りまとめ案にある判断基準改正案について(77ページ62番)末尾に「同表に掲げる指標は、同業種の工場の上位1-2割が満たすエネルギー効率水準として設定する」と追加、改正すべきである。

また、上位1-2割の勘定方法を、生産量または発電量で数えて上位1-2割と数え方を明記すべきである。

・理由

今回の取りまとめ案の21ページに「現時点の事業者の分布データから平均値+標準偏差(セクターによっては平均値-標準偏差)となる水準を目指すべき水準とした。」とあるが、事業者の分布では、事業者内でかかえているエネルギー原単位に優れた工場と、設備投資が遅れていてエネルギー原単位の悪い工場との差が相殺され、「目指すべき高い水準」が引き下げられ、省エネ水準が意図的に引き下げられてしまいかねない。

よって、事業所(発電所、工場)ごとの分布に基づき、その上位とすべきである。

以下に、トップランナーと、上位16%(正規分布での標準偏差1)の平均値+標準偏差を、発電所で「ベンチマーク指標」が「火力発電熱効率」、事業用火力発電所全体を対象とした場合を示す。

「トップランナー」の発電所のレベルは、事業所ごとに評価すれば、2003年度実績では火力発電熱効率49.4%(これは2003年度時点の最高値で、現在の最高値は53%)のLNG火力発電所である(平均は40.7%、最低は27%程度)。これに対し、事業者ごとにくくって評価すれば、事業者は効率の比較的良好な発電所と悪い発電所をあわせもっているために、最高41.8%(最低は35.9%)と最高値が大幅に低下、最高と最低の幅もかなり狭まる。

「平均値+標準偏差」に正規分布で相当する上位16%の水準は、事業所ごとに数えれば、2003年度実績では火力発電熱効率44~45%になる(発電量ベースで数えても設備容量ベースで数えても)。これに対し、事業者ごとに数えれば、火力発電所熱効率41.8%(事業者で最高の東京電力(発電量ベースで数えても設備容量ベースで数えても16%を大きく超えて上位3割相当)が該当で、平均値の40.7%にかなり近くなり、目指すべき水準の意義が著しく低下する。

さらに、上位 16%の数え方を発電量や設備容量ではなく、単なる発電所ユニット数や会社数にしてしまうと、発電所ユニット数で数えた上位 16%は発電効率 40.6%（電気事業者の平均以下）会社数で数えた上位 16%は発電効率 40.7%（電気事業者平均値）となる。目指すべき水準が平均値では、その意義が失われるのが明白である。「上位 1～2 割」をどうやって勘定するのかを明らかにしない今回の提案では、目指すべき水準が引き下げられ、省エネを進める手助けにならなくなる可能性があることを示している。

- ・根拠となる出典等：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部編「電力需給の概要」。

以上